

「豊橋子育て情報ガイドブック」協働制作事業仕様書

1. 事業名

豊橋子育て情報ガイドブック協働制作事業

2. 事業期間

協定締結日から令和10年5月31日まで

(令和7年度分の制作から令和9年度分の配布期間終了まで)

3. 業務内容

(1) 豊橋子育て情報ガイドブック制作に関する次の業務

- ① 企画、編集、印刷製本及び納品等に関する業務
- ② 広告の募集及び掲載

(2) 本市の提供する行政情報の掲載

(3) 本市の指定する施設への配送

4. 印刷物の仕様

(1) 品名

豊橋子育て情報ガイドブック (以下「ガイドブック」という。)

(2) 規格 (標準)

- ① サイズ A4判 縦
- ② 刷色 表紙・本文・広告ともにフルカラー
- ③ 紙質 表紙：カード紙<12.5>K判、210g/m²相当
本文：上質紙<35>A判、64g/m²相当
- ④ 製本 無線綴じ又は中綴じ (横書き、左開き)
- ⑤ 数量 12,000部
- ⑥ 頁数 80頁 (本文76頁+表紙4頁) 程度
広告を含む。ただし、総紙面に対する広告の割合は30%以内とする。
- ⑦ 校正 文字校正3回以上、色校正1回以上

(3) 掲載内容

① 記事

保健、交流会、おでかけ施設、子育て講座、心配・悩みごと、経済的な支援、ひとり親家庭への支援、児童関連施設の一覧、子育て支援団体の紹介などに加え、事業者の提案による特集記事など

※「豊橋子育て情報ハンドブック 2024年度版」に準ずる。

ホームページ (<https://www.city.toyohashi.lg.jp/17821.htm>) を参照。

※記事の構成は事業者の提案内容に応じて、市と事業者の協議により決定する。

② 広告

「7. 広告の掲載要件」による

(4) 成果物の納入

- ① 納入期限 2025年度版：令和7年5月30日（金）
※2026・2027年度版は協議により決定する
- ② 納入物品 ガイドブックの完成品及びPDFデータ（CD-R又はDVD-R）
- ③ 納入場所 豊橋市役所（豊橋市今橋町1番地）
豊橋市保健所・保健センター（豊橋市中野町字中原100番地）
※納入場所ごとの内訳については市の指示による

5. ガイドブックの配布方法

<配布期間>

版	配布期間
2025年度版	令和7年（2025年）6月～令和8年（2026年）5月
2026年度版	令和8年（2026年）6月～令和9年（2027年）5月
2027年度版	令和9年（2027年）6月～令和10年（2028年）5月

<配布対象・時期>

配布対象・時期		年間配布見込
妊娠届提出時	妊娠2～3か月頃	2,500部
乳児家庭全戸訪問時	0歳2～3か月頃	2,500部
3歳児健康診査時	3歳2～3か月頃	3,000部
転入者・再交付用	—	1,500部
関係機関・窓口用	—	2,500部
合計		12,000部

6. 業務分担

- (1) 市は、ガイドブックの作成に必要な情報（前年度版の電子文字データはあり。）を提供するものとする。また、表紙等用に手書きイラストを提供する。
- (2) 事業者は、ガイドブックの企画、編集、印刷製本、納品及び広告募集等に関する業務を行う。
- (3) 事業者は、広告の掲載による収入を得ることができ、その広告収入によりガイドブック制作にかかる一切の費用を負担するものとする。
- (4) 広告募集については、事業者の責任において行うものとし、市は営業の同行等の協力は一切行わないものとする。
- (5) 発行に関する責任
 - ① 市と事業者は、ガイドブックの発行に関し、第三者から苦情等が生じた場合には、直ちに問題解決のために対応するものとする。
 - ② 市は、事業者に提供した情報やデータ等に関わる苦情等に関して、責任を負うものとする。
 - ③ 広告内容に関する一切の責任は、事業者が負うものとし、市は一切責任を負わないものとする。

- ④ 事業者は、広告主のとりまとめができなかった場合においても、自らの責任においてガイドブックを提供するものとする。その場合に事業者が損害が生じて、市は責任を負わないものとする。
- ⑤ 市は、事業者の責任に帰する理由により、発行に支障が生じた場合は、発行を中止することができる。なお、中止のために要する費用は、事業者が負担するものとする。
- ⑥ 事業者は、協定期間内においては、落丁や乱丁などの差し替え要望に対応すること。
 <役割分担>

内 容	市	事業者
行政情報の提供	○	
企画・編集（デザイン、レイアウト等）		○
原稿の校正、チェック	○	○
印刷・製本		○
完成品の検査	○	
完成品の納品場所への配送		○
広告募集		○
広告審査	○	
広告制作・広告料徴収		○

7. 広告の掲載要件

- (1) 事業者がガイドブックに掲載できる広告の仕様及び内容は、豊橋市広告掲載要綱、豊橋市広告掲載基準及び豊橋子育て情報ハンドブック等広告事業に関する取扱要領に適合していること。
- (2) ガイドブックの内容及び作成の趣旨とかけ離れていないこと。
- (3) 事業者は、掲載する広告主及び広告内容について、別途指定する期日までに紙媒体及びデータを市に提出すること。市は、これらの広告内容を審査し、広告掲載の可否を事業者に通知する。事業者は、承認を受けた広告でなければ、ガイドブックに掲載してはならない。
- (4) 広告原稿内には、必ず広告の表示をし、市の事業と直接関係がない旨を明記すること。

8. その他

- (1) 掲載内容やレイアウトについては、市と協議のうえ決定すること。行政情報の掲載については、市からの提供情報とすること。
- (2) 広告部分を除いた本文中の行政情報等に関する著作権は、市に帰属する。
- (3) 当該事業において知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。本事業終了後も同様とする。
- (4) 協定締結後に、本事業の運用に疑義が生じた場合は、市と事業者双方で協議を行うものとする。